

看護職員等処遇改善事業に係る県照会分（県→国）Q&A

問1 賃金改善を月額給与に上乗せして行うこととした場合、その結果として、「勤務一時間当たりの給与額」が上がり、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当が上振れすることになるが、この上振れ分（賃金改善した結果としてのその他影響額）については、補助対象になるのか。

答1 補助対象となります。ただし、令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。そして、基本給等の引き上げにより影響がでる手当も、賃金改善額として補助金を充てる対象になります。それら基本給や手当、連動する給与について合計した金額に対して補助金を充てることができます。

問2 賃金改善を月額給与に上乗せして行うこととした場合、その結果として、期末勤勉手当の算定基礎としての「給料の月額」が上がり、期末勤勉手当が上振れすることになるが、この上振れ分（賃金改善した結果としてのその他影響額）については、補助対象になるのか。

答2 補助対象となります。ただし、令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。そして、基本給等の引き上げにより影響がでる手当も、賃金改善額として補助金を充てる対象になります。それら基本給や手当、連動する給与について合計した金額に対して補助金を充てることができます。

問3 問1と考え方としては同じであるが、賃金改善を月額給与に上乗せして行うこととした場合、その結果として、退職手当の算定基礎としての「給料の月額」が上がり、退職手当が上振れすることになるが、この上振れ分（賃金改善した結果としてのその他影響額）については、補助対象になるのか。

答3 令和4年4月分以降の賃金改善は、本補助金による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることが必要です。そして、本補助金を用いた基本給等の引上げにより、本補助金による賃金改善実施期間（令和4年2月～9月）に支給される退職手当に影響が生じた部分についても、賃金改善額として本補助金を充てる対象にすることができます。

なお、賃金改善額として本補助金を充てる対象とすることはできるのは、令和4年2月～9月に支給される退職手当において、本補助金を用いた基本給等の引上げによって影響を受ける部分に限られます。

問4 実施要綱1(4)では「本事業による賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。」とされているが、上記問1及び問2について、仮に補助対象になるとした場合、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ったことになるのか。若しくはその他3分の1分での対応として整理されるのか。

答4 3分の1分での対応として整理されることとなります。

問5 (上記問1から問3について、仮に補助対象にならないとした場合、)実質的な病院負担が生じないよう、賃金改善分については、「勤務1時間当たりの給与額」及び期末勤勉手当の算定基礎としての「給料の月額」に反映させないといった取扱いが可能であるか。

答5 「勤務1時間当たりの給与額」及び「期末勤勉手当」が各自治体・各医療機関の給与規定によりどう定められるかによるものと思われますが、基本給に上乗せした場合は、上記の算定基礎に反映させないといった措置はできないものと考えられます。

問6 基本給又は毎月決まって支払われる手当により補助額の2/3以上のベースアップすることが補助金の支給要件とされておりますが、「毎月決まって支払われる手当」として、「本院に勤務する看護師が、看護業務に従事した場合に月額4,000円支給する」といった内容の月額特勤を支給することは、補助金の支給要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。

答6 可能です。

問7 B病院が3月末で廃止され、B病院の一部職員をA病院が承継した場合の申請の取扱いについて

(1) 3月末に廃止となるB病院も、2月、3月と賃金改善を行っている必要があるのか。

(2) (B病院も改善を行っていることを前提として)、B病院は3月末で廃止となり、一部職員がA病院に承継された場合、4月に事業計画を県に提出することとなっているので、物理的に事業計画の提出ができないB病院は当然提出は不要で、A病院が承継した一部の職員分を含めて、事業計画を提出するのでよいのか。

答7

(1) B病院も2月・3月分について賃金改善を行う必要があります。

(2) A病院はB病院の一部職員分も含めて賃金改善計画書を作成・提出する必要があります。